

The Creation of Japan  
一般社団法人ザ・クリエイション・オブ・ジャパン会員規約

## 第一章 会員

### (入会)

第1条 本会への入会は、理事及び会員の推薦により、代表理事が承認し、登録することにより認められる。但し、特別会員組織「旦那衆の会」の入会は、理事及び「旦那衆の会」会員の推薦を必要とする。

### (会員種別)

第2条 会員は、次の2種とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、団体、及び個人。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助するために入会した法人、団体及び個人。

### (会費)

第3条 本会の年会費は会費規定に準ずるものとする。また、活動ごとに実費及び運営費を徴収する。

1. 会費は会員による前納を基本とする。
2. 会費は如何なる理由においても返納しない。
3. 会費の支払いに関する手数料は会員が負担するものとする。

### (退会)

第4条 本会の会員は別に定める退会書を代表理事に提出して任意に退会することができる。

### (会員資格の喪失)

第5条 本会の会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 会費の納入を拒否したとき。(会費を2年間滞納した場合)
2. 本会が消滅したとき。
3. 第11条の会員の禁止事項に違反する等により、本会の会員としてふさわしくないと判断されたとき。
4. 退会したとき。

### (遵守義務)

第6条 本会の会員は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 会員は登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定の用紙にて届け出を行うものとする。
2. 本会の活動の参加にあたっては、他の者に迷惑をかけないようにしなければならない。
3. 本会の活動を本会が認めた目的以外に利用してはならない。
4. 会員活動の参加にあたって、自己の責任により損害賠償等が生じた場合は会員が誠意を持って対処することとし、本会はその責を一切負わない。

#### (会員の禁止事項)

第7条 会員は本会の場において、あるいは本会の名を持って次の行為を行ってはならない。

1. 公序良俗に反する行為、もしくはその恐れのある行為
2. 特定の宗教あるいは宗教団体、特定の政治あるいは政治活動に関する活動
3. 他の会員もしくは第三者を誹謗中傷する行為
4. 他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
5. その他、本会の代表理事が不適切と判断する行為

## 第二章 会計 その他

#### (会計年度)

- 第8条 1. 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 前項の会計年度に係る決算終了後、会員総会を招集して決算報告する。

#### (守秘義務)

- 第9条 1. 本会は、運営上知り得た会員の情報のうち、個人が特定できるものは、当人の承諾なしには一切外部に公表しない。
2. 本会は、会員の個人情報の活用に当たっては本会の活動情報の提供と及び本会の活動にのみ活用するものとする。
3. 本会は保有する個人情報に関して適用される法令・規範などを遵守する。

#### (活動情報の提供)

第10条 本会の運営情報・活動情報や変更情報はホームページなどを通じて会員へ通知する。

#### (サービスの利用制限)

第11条 天災、法令の制定・改廃、行政指導、社会経済情勢の変化その他やむを得ない事情により活動の参加を制限もしくは中止することがある。その様な事態において会員に損害が発生した場合、本会はその一切の責任を負わないものとする。

#### (規約の改定等)

第12条 本会の健全な運営を図るため、必要に応じ本規約を改変することができる。改定を行う場合は会員総会で決定する。

#### (その他)

第13条 本規約に定めのない事項及び遂行上必要な事項は必要に応じて代表理事が定める。